

ある。

1、各府県別の寄生蟲驅除藥品使用數量

使用藥品を各府県別に見ると第一表の如くである。即ち、海人草、サントニン、マクニン等十六種である。

今、十ヶ年合計の使用數量を見るに一番廣く使用されてゐるのが海人草である。回答を得た二府十八縣中、東京(警視廳調査)、富山、宮崎の二府二縣を除く外は總て使用してゐる。最も多量なのは兵庫縣で之に次ぐのは三重縣である。

次に廣く使用されてゐるのはサントニンで其の回答は一府十二縣に亘つてゐる、最も多量に使用してゐるのは新潟縣、愛媛縣である。

其の次はマクニン及マクニン錠でマクニンは五縣より、マクニン錠は七縣より回答されてゐる。其の使用量に就ては本縣が最も多く、次は愛媛縣である。

マクニン錠は愛知縣が最も多量で、次は滋賀縣である。

ネマトールは四縣の回答を得たが埼玉縣に於ける使用量が最高である。之に次ぐのは島根、熊本の兩縣で埼玉縣に比しては少量である。

パラジトールは東京府(警視廳調査)、埼玉縣、新潟縣、島根縣より回答があつたが東京府が最も多量である。

四鹽化炭素は栃木、島根、宮崎の三縣より回答があつたが、其の内、宮崎縣が多量を使用してゐる。

チモールは埼玉、栃木、島根、三縣の回答があり、埼玉が最も多量である。

アンテニン、アンテニン錠、サントニン錠は其の回答が僅かであるが、此の内、サントニン錠の使用が多量で、愛知縣、滋賀縣が各十ヶ年に使用してゐる。

其他、カイソニンは兵庫縣に於てサントペロニンは栃木縣、チゲラキシンは島根縣に於て、アスカリス錠は兵庫縣に於てナフタリンは島根縣に於て使用されてゐるが何れも使用量は僅かである。

藥の種類から見ると島根縣は十種を回答し本縣と栃木縣は七種の驅除藥品が用ひられてゐる。

又、宮城、島取、宮崎、大阪は各一種を回答してゐるに過ぎない。(第一表参照)

第一表

府 縣 別 藥 品 使 用 數 量															
(自大正八年至昭和三年 十ヶ年合計)															

別區	府縣別	海人草	サントニン	マクニ	マクニ錠	ネマトール	パラジトール	四鹽化炭素	チモール	アンテニン	アンテニン錠	サントニン錠	カイソニン	サントペロニン	チゲラキシ	アスカリス錠	ナフタリン
北東區	青森	七五															
北東區	宮城	九八八	一七六														
北東區	東京(警視廳)	二二二	一〇						一八八〇〇								
北東區	埼玉	二二二	一〇						七五〇					五、二五〇			
北東區	栃木	五〇九	一〇														
北東區	群馬	三、五五															
北東區	新潟	二、三三															
北東區	山梨	二、三三															
北東區	静岡	二、三三															
北東區	愛知	二、三三															
北東區	三重	二、三三															
北東區	滋賀	二、三三															
北東區	兵庫	二、三三															
北東區	大阪	二、三三															
北東區	京都	二、三三															
北東區	奈良	二、三三															
北東區	和歌山	二、三三															
北東區	徳島	二、三三															
北東區	香川	二、三三															
北東區	愛媛	二、三三															
北東區	高松	二、三三															
北東區	岡山	二、三三															
北東區	広島	二、三三															
北東區	山口	二、三三															
北東區	福岡	二、三三															
北東區	佐賀	二、三三															
北東區	熊本	二、三三															
北東區	大分	二、三三															
北東區	宮崎	二、三三															
北東區	鹿児島	二、三三															
北東區	沖縄	二、三三															
北東區	計	三三、九二	一五、七九	三三、八九	六、七〇	二五、二〇	一九、八六	一〇、〇〇	三〇、〇〇	九、八八	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	五、二五〇	五、二五〇	一、〇〇〇	五、〇〇
北東區	合	三三、九二	一五、七九	三三、八九	六、七〇	二五、二〇	一九、八六	一〇、〇〇	三〇、〇〇	九、八八	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	五、二五〇	五、二五〇	一、〇〇〇	五、〇〇

備考 錠劑ハ「錠」ヲ以テ數ヘ海人草ハ磅ヲ以テ數ヘ他ハ總テ五粒トシテ計算セリ

(2)、年度別に見たる寄生蟲驅除藥品使用數量

各藥品の使用狀況及其の使用數量を見るにサントニン、海人草、ネマトールは各大正八年から回答されてゐる。

海人草は大正八年に就ては二府十九縣の使用高(本縣を含む)二、〇二二磅に過ぎなかつたが大正十二年迄逐年倍額位に増加し、昭和三年には四五・一一五磅に上つてゐる。

ネマトールは大正十年、十一年、十二年の三ヶ年に最も多量に使用され、大正十一年度に於ては一一八、一一〇瓦の多量に上つてゐる。
サントニンは大正八年度の使用總量は僅かに五七瓦であるが昭和三年度に至つては六、四〇〇瓦の使用量を示してゐる。これは逐年増加であるが大正十三年度から特に増量されてゐる。

チモール、マクニンは大正九年度から使用回答があり、チモールは大正十年度が最大量で一九、三五〇瓦に上る。
又、マクニンは大正十五年に於て最も其の使用高が多く八六、〇七八瓦に上つてゐる。

サントニンは大正十年から回答されてゐて、十年度では僅に四五〇錠使はれてゐるのみであるが年を逐ひて増加し昭和三年度には一九、一八三錠の使用量を示してゐる。大正十二年度からはサントペロニン、パラジトール、アスカリス錠が加へられてゐる。

サントペロニンハ栃木縣で學校兒童の寄生蟲驅除に年々使用されてゐる。

パラジトールは大正十二年には九三瓦に過ぎないが、大正十五年では七、〇六三瓦の使用高を示し、此の年度が最高である。

アスカリス錠は大正十二年度十三年度に於て本縣が小學校兒童の寄生蟲驅除に使用したものである。

十三年以後の回答にはアンテニン、アンテニン錠、四鹽化炭素、マクニン錠、カイソニン、チゲラキシニン錠、ナフタリンの七種が加へられてゐる。これを見ても市町村、學校及各種團體に於て寄生蟲驅除に逐次考慮を拂ひ始めたことが窺はれる。(第二表参照)

第二表

品名	年度										計
	大正八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	大正十五年	昭和二年	同三年	
アンテニン錠	五	五	五	五	七〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七五	一〇〇	九八五
サントニニン錠											九八五
海人草錠											九八五
サントペロニン錠											九八五
カイソニン錠											九八五
四鹽化炭素											九八五
パラジトール											九八五
計											九八五

チゲラキシニン錠											五〇〇
ナフタリン											五〇〇
チモール											五〇〇
アスカリス錠											五〇〇
マクニニン錠											五〇〇
マクニニン錠											五〇〇
ネマトール											五〇〇
計											五〇〇

備考 錠劑ハ「錠」ヲ以テ數ヘ 海人草ハ磅ヲ以テ數ヘ 他ハ總テ「瓦」ヲ以テ計算セリ

(3) 各國體別に見たる寄生蟲驅除藥品使用量

各國體別に寄生蟲驅除藥品の使用状況を見ると、第三表の如くなる。

海人草は市町村、部落、學校、各國體に於て普遍的に使用されてゐる、中でも學校に於ける使用高が最高で二二五、二九五磅に上つてゐる。
海人草を除く外の各藥品は凡そ二つに分けて考察される。即ち十二指腸驅除藥品ネマトール、チモール、パラジトール、四鹽化炭素、ナフタリンは主として市町村の寄生蟲驅除施行の際に使用されてゐると思はれる。

即ちネマトールは市町村使用高は二八七、四五〇瓦に上り最高を示し、チモールも市町村の使用高が多量で二三、三九三瓦を示してゐる。

又、サントニン、マクニン、マクニン錠等の蛔蟲驅除薬は主として學校の使用高が多い、即ちマクニンの學校に於ける使用量は三一、二九四瓦の最多量を示し又サントニンは學校に於てのみ用ひられ其の使用量は四七、〇九一錠を示してゐる。(第三表参照)

第三表

品名	年度										計
	大正八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	大正十五年	昭和二年	同三年	
海人草	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七
ネマトール	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七
チモール	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七
サントニン	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七
マクニン	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七
マクニン錠	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七
サントニニン錠	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七
チゲラキシニン錠	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七
ナフタリン	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七
アスカリス錠	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七
四鹽化炭素	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七
パラジトール	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七
計	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七

市町村、部落、學校其他ノ團體ニ於ケル寄生蟲驅除藥品使用數量										單位グラム			
年別要項		府縣名	使用數量				年別要項		府縣名	使用數量			
		市町村	部落	學校	其他ノ團體	計			市町村	部落	學校	其他ノ團體	計
アンテニン	大正十二年計	兵庫縣	五,〇〇〇	一,〇〇〇	七,〇〇〇	昭和二	計	新潟縣	一,〇〇五	一五二	一,〇〇五		一,〇〇五
大正十四年計	滋賀縣	五,〇〇〇	一,〇〇〇	七,〇〇〇	昭和三	計	滋賀縣	五五五	七三六	五五五		七三六	
大正十五年計	新潟縣	一〇〇	一〇〇	二〇〇	同	計	新潟縣	七五三	七五三	七五三		七五三	
昭和元年	滋賀縣	三三	六六	三三	同	計	滋賀縣	九七	九七	九七		九七	

第四表

備考 錠劑ハ「錠」ヲ以テ數ヘ海人草ハ磅ヲ以テ數ヘ他ハ五景トス
猶、各府縣別、年度別、市町村、部落、學校、其他の團體別に調査したる詳細を左表に依つて示す。(第四表參照)

[illegible][illegible]

[illegible]

第四節 寄生蟲豫防に關する經費調査

第一項 廳府縣豫防費決算額

廳府縣の施行した寄生蟲豫防に關する經費を大正八年から昭和三年度迄の十ヶ年間に亘り調査をしたのが別表であるが、東京、愛知の二府縣は全く豫算なく岡山縣は回答がなかつたので不明なのは遺憾である。寄生蟲の豫防に關し内務省で獎勵及補助する様になつたのが大正八年からであるから、各府縣で特に經常費を置いて寄生蟲の豫防を開始したのも大多數は其頃からの様である。大正八年既に豫算を定めて居つたのは全國で十六廳縣に過ぎなかつたのが、翌大正九年度には二十四に翌大正十年度には三十二廳府縣に増加し大正十三、四年度頃には殆んど豫算を置かぬ處はなくなつたのである。茲に掲げた經費と内務省の調査した經費(第十六章第五節第二項別表參照)と差異のあるのは後者は主として十二指腸蟲及蛔蟲の驅除に關する經費のみに限り前者は汎く一般寄生蟲豫防費を包含するからである。

[illegible]

[illegible]

第二項 市町村豫防費決算額

市町村の寄生蟲豫防に關する經費も前項同様大正八年から昭和三年度迄の十ヶ年間に亘り調査をしたのが別表である、市町村であつて大正八年度既に豫算を置いて居るのは十五廳縣下の市町村に過ぎなかつたのである、其後年々遞増して昭和三年度に三十廳縣に達したのであつて其金額も大正八年度の一萬三千圓臺から年々増加して大正十五年度には七萬八千圓臺に達し爾後は一進一退の形である。

[illegible]

青	山	秋	福	石	富	島	島	岡	廣	山	和	徳	香	愛	高	福	大	佐	熊	宮	鹿	沖	合
森	形	田	井	川	山	取	根	山	島	口	山	島	川	媛	知	岡	分	賀	本	崎	島	細	計
五三・三〇																							
一、五〇〇・八三																							
三、〇〇〇・六八																							
								</															

一三〇

第三項 廳府縣の市町村豫防費補助決算額

廳府縣が管下市町村の寄生蟲豫防の爲め支出した經費に對して補助した前項同様十ヶ年間の經費を調査したものが別表であるが大正八年度に於て既に補助の制度を採つて居つたのは埼玉、福岡の二縣に過ぎなかつたが逐年増加して昭和三年度には二十八廳府縣に達し其金額は大正八年度の

三千圓臺から大正十二年度の一萬九千圓臺の高額に達したのであるが其後却つて減少して昭和三年度には一萬七千圓臺となつたのであるこれは内務省から各廳府縣に對する補助が減じられた影響であると思はれるのである。

道府縣	年	度	道府縣ノ寄生蟲豫防費ノ補助決算額
北 海 道	大正八年		一、〇〇〇・〇〇
道 府 縣	同 九年		一、〇〇〇・〇〇
道 府 縣	同 十年		一、〇〇〇・〇〇
道 府 縣	同 十一年		一、〇〇〇・〇〇
道 府 縣	同 十二年		一、〇〇〇・〇〇
道 府 縣	同 十三年		一、〇〇〇・〇〇
道 府 縣	同 十四年		一、〇〇〇・〇〇
道 府 縣	大正十五年		一、〇〇〇・〇〇
道 府 縣	昭和元年		一、〇〇〇・〇〇
道 府 縣	昭和二年		一、〇〇〇・〇〇
道 府 縣	同 三年		一、〇〇〇・〇〇
青 島 市	大正八年		二、八二・五五
道 府 縣	同 九年		二、八二・五五
道 府 縣	同 十年		二、八二・五五
道 府 縣	同 十一年		二、八二・五五
道 府 縣	同 十二年		二、八二・五五
道 府 縣	同 十三年		二、八二・五五
道 府 縣	同 十四年		二、八二・五五
道 府 縣	大正十五年		二、八二・五五
道 府 縣	昭和元年		二、八二・五五
道 府 縣	昭和二年		二、八二・五五
道 府 縣	同 三年		二、八二・五五
神 奈 川 縣	大正八年		三、四三・二二
道 府 縣	同 九年		三、四三・二二
道 府 縣	同 十年		三、四三・二二
道 府 縣	同 十一年		三、四三・二二
道 府 縣	同 十二年		三、四三・二二
道 府 縣	同 十三年		三、四三・二二
道 府 縣	同 十四年		三、四三・二二
道 府 縣	大正十五年		三、四三・二二
道 府 縣	昭和元年		三、四三・二二
道 府 縣	昭和二年		三、四三・二二
道 府 縣	同 三年		三、四三・二二
大 阪 府	大正八年		四、八二・五五
道 府 縣	同 九年		四、八二・五五
道 府 縣	同 十年		四、八二・五五
道 府 縣	同 十一年		四、八二・五五
道 府 縣	同 十二年		四、八二・五五
道 府 縣	同 十三年		四、八二・五五
道 府 縣	同 十四年		四、八二・五五
道 府 縣	大正十五年		四、八二・五五
道 府 縣	昭和元年		四、八二・五五
道 府 縣	昭和二年		四、八二・五五
道 府 縣	同 三年		四、八二・五五
京 都 府	大正八年		五、四三・二二
道 府 縣	同 九年		五、四三・二二
道 府 縣	同 十年		五、四三・二二
道 府 縣	同 十一年		五、四三・二二
道 府 縣	同 十二年		五、四三・二二
道 府 縣	同 十三年		五、四三・二二
道 府 縣	同 十四年		五、四三・二二
道 府 縣	大正十五年		五、四三・二二
道 府 縣	昭和元年		五、四三・二二
道 府 縣	昭和二年		五、四三・二二
道 府 縣	同 三年		五、四三・二二
東 京 府	大正八年		六、〇四・五五
道 府 縣	同 九年		六、〇四・五五
道 府 縣	同 十年		六、〇四・五五
道 府 縣	同 十一年		六、〇四・五五
道 府 縣	同 十二年		六、〇四・五五
道 府 縣	同 十三年		六、〇四・五五
道 府 縣	同 十四年		六、〇四・五五
道 府 縣	大正十五年		六、〇四・五五
道 府 縣	昭和元年		六、〇四・五五
道 府 縣	昭和二年		六、〇四・五五
道 府 縣	同 三年		六、〇四・五五
愛 知 縣	大正八年		七、〇四・五五
道 府 縣	同 九年		七、〇四・五五
道 府 縣	同 十年		七、〇四・五五
道 府 縣	同 十一年		七、〇四・五五
道 府 縣	同 十二年		七、〇四・五五
道 府 縣	同 十三年		七、〇四・五五
道 府 縣	同 十四年		七、〇四・五五
道 府 縣	大正十五年		七、〇四・五五
道 府 縣	昭和元年		七、〇四・五五
道 府 縣	昭和二年		七、〇四・五五
道 府 縣	同 三年		七、〇四・五五
靜 岡 縣	大正八年		八、〇四・五五
道 府 縣	同 九年		八、〇四・五五
道 府 縣	同 十年		八、〇四・五五
道 府 縣	同 十一年		八、〇四・五五
道 府 縣	同 十二年		八、〇四・五五
道 府 縣	同 十三年		八、〇四・五五
道 府 縣	同 十四年		八、〇四・五五
道 府 縣	大正十五年		八、〇四・五五
道 府 縣	昭和元年		八、〇四・五五
道 府 縣	昭和二年		八、〇四・五五
道 府 縣	同 三年		八、〇四・五五
山 梨 縣	大正八年		九、〇四・五五
道 府 縣	同 九年		九、〇四・五五
道 府 縣	同 十年		九、〇四・五五
道 府 縣	同 十一年		九、〇四・五五
道 府 縣	同 十二年		九、〇四・五五
道 府 縣	同 十三年		九、〇四・五五
道 府 縣	同 十四年		九、〇四・五五
道 府 縣	大正十五年		九、〇四・五五
道 府 縣	昭和元年		九、〇四・五五
道 府 縣	昭和二年		九、〇四・五五
道 府 縣	同 三年		九、〇四・五五
滋 賀 縣	大正八年		一〇、〇四・五五
道 府 縣	同 九年		一〇、〇四・五五
道 府 縣	同 十年		一〇、〇四・五五
道 府 縣	同 十一年		一〇、〇四・五五
道 府 縣	同 十二年		一〇、〇四・五五
道 府 縣	同 十三年		一〇、〇四・五五
道 府 縣	同 十四年		一〇、〇四・五五
道 府 縣	大正十五年		一〇、〇四・五五
道 府 縣	昭和元年		一〇、〇四・五五
道 府 縣	昭和二年		一〇、〇四・五五
道 府 縣	同 三年		一〇、〇四・五五
長 崎 縣	大正八年		一一、〇四・五五
道 府 縣	同 九年		一一、〇四・五五
道 府 縣	同 十年		一一、〇四・五五
道 府 縣	同 十一年		一一、〇四・五五
道 府 縣	同 十二年		一一、〇四・五五
道 府 縣	同 十三年		一一、〇四・五五
道 府 縣	同 十四年		一一、〇四・五五
道 府 縣	大正十五年		一一、〇四・五五
道 府 縣	昭和元年		一一、〇四・五五
道 府 縣	昭和二年		一一、〇四・五五
道 府 縣	同 三年		一一、〇四・五五

一三一

寄生蟲豫防に關する府縣法規訓令

目次

大阪地	肺デストーマ病豫防規則	明治四十三年十二月十九日 大阪府令第一〇六號
新潟縣	恙蟲病届出に關する件	縣令第二十五號 明治三十八年六月二十六日
同	恙蟲病發生報告の件	訓令第三四〇號 明治三十八年六月二十六日
同	地方病豫防委員設置規程	明治四十四年七月一日 新潟縣訓令第三十三號
埼玉縣	地方病調査規程	大正三年三月廿九日 達衛第一、四二三號(警察部長)
茨城縣	地方病豫防に關する件	大正五年十一月 縣令第三四號
德島縣		明治三十五年四月十七日 縣令第二四號公布
高知縣		大正三年十二月三十一日 高知縣令第四十二號公布
大阪府		

肺デストーマ病豫防規則

明治四十三年十二月十九日
大阪府令第一〇六號

第一條 醫師肺デストーマ病又は其の疑ある患者を診斷したるときは三日以内に患者所在地の警察官署に届出べし

第二條 肺デストーマ病又は其の疑ある患者ある家に於ては速に醫師の診斷を受け又は直に其の所在地の警察官署に届出べし
前項の届出は戸籍法上の届出義務者に於て之を爲すべし

第三條 肺デストーマ病患者ある家に於ては適當個數の唾壺を配置し患者の唾痰は唾壺内に喀出し消毒の上投棄すべし

警察官署は前項配置の唾壺不適當なるか若は其の箇數充分ならずと認むるときは期間を定めて唾壺の變更を命じ若は箇數を指定して増置せしむることを得

第四條 肺デストーマ病流行地に於ては常に左の事項を遵守すべし

一、飲料用の井戸は覆蓋を設け唧筒を附すること

二、雨水下水溝は溝側溝底共防水材料を以て構造し適當の勾配を附すること

三、用悪水路其の他の溝渠に於て飲食物飲食器具を洗滌し又は游泳し若は其の水を飲料に供せざること

四、前號の水路溝渠に於て漁獲したる魚貝類を生食せざること

前項第一號、第二號の構造設備に關する義務者は土地又は家屋の所有者とす

警察官署は第一項第一號第二號の構造設備充分ならずと認むるときは期日及方法を指定し修繕變更若は改造を命ずることを得

第五條 本則第一條乃至第四條に違背したる者は拘留又は科料に處す

第六條 前條の科料は犯罪無能力者在りては其の法定代理人又は之に代るべき私人に之を適用す

附則

第七條 本則は發布の日より施行す

第八條 本則は肺デストーマ病流行地と指定したる地域に適用す

第九條 本則第四條第一號第二號の構造設備は所轄警察官署の認可を得て一箇年間延期することを得

新潟縣

恙蟲病届出に關する件

縣令第二十五號
明治三十八年六月二十六日

恙蟲病届出に關する件左の通り定む

第一條 恙蟲病又は其疑ある患者若くは死者ありたる家の戸主若くは之に代るべき者は二十四時間以内に警察官吏に届出づべし

第二條 醫師前條の患者を診斷し若くは其の死體を検案したるときは二十四時間内に警察官吏に届出づべし

第三條 前二條の届出には患者又は死者の住所、氏名、年齢、職業、罹病地を記し且つ醫師の届出には診斷又は檢案月日時及發病月日をも記載す

一三五

第四條 恙蟲病患者轉歸したるとき又は轉醫若くは治療を受けざるに至りたるときは主治醫より三日以内に其の月日、死亡、全治、轉醫等の別及患者の住所、氏名を警察官吏に届出づべし

附 則

第五條 明治二十一年六月縣令甲第六十五號恙蟲患者届出の件は本令施行の日より廢止す

恙 蟲 病 發 生 報 告 の 件

訓 令 第 三 四 〇 號
明治三十八年六月二十六日

明治三十八年六月縣令第二十五號恙蟲病届出に關する件第一條、第二條の届出を受けたるときは第一號様式に第四條の届出を受けたるときは第二號様式に依り速に本廳に報告すべし

地 方 病 豫 防 委 員 設 置 規 程

明治四十四年七月一日
新潟縣訓令第三十三號

第一條 地方病豫防の爲左の職員を置き警察部に屬せしむ

地方病豫防委員長

一 人

幹 事

一 人

地方病豫防委員

若 干

書 記

若 干

第二條 地方病豫防委員長は警察部長を以て之に充て幹事は委員中より知事之を命ず

第三條 地方病豫防委員は衛生官吏、警察官吏、醫師、藥劑師、其他必要と認むる者に就き知事之を命ず

書記は衛生課員中より知事之を命ず

第四條 地方病豫防委員長は知事の命を受け地方病豫防に關せる一切の事務を總理す

第五條 幹事は委員長の指揮を受け事務を掌理し委員長事故あるときは代理す

第六條 委員は委員長の命を受け地方病の調査及豫防救済に従事す

第七條 書記は委員長の命を受け幹事の指揮に従ひ事務に従事す

第八條 委員長は知事の指揮を受け幹事以下の職員に出張を命じ又は委員を招集することあるべし

旅費は別に定むる所に依る

第九條 調査及豫防救済に従事したる願末は其都度報告すべし

第十條 地方病の種類及調査並に豫防救済に關する細目は委員會に於て之を定む

埼 玉 縣

地 方 病 調 査 規 程

大正三年三月廿九日
達衛第一、四二三號(警察部長)

地方病調査事項左記方法に依り取扱はるべし

第一條 地方病の調査は左の様式の小票に依り之を調査記入方を公私立病院及開業醫に依託し大正三年五月一日より開始すること但し其依託は警察部に於て直接爲すこと

第二條 前條の小票は毎年警察部に於て調製し各警察署に送付し警察署は受持巡査をして豫め所要見込の概數を病院又は開業醫に配布すること但縣立病院に付ては警察部より直接送付すること

第三條 受持巡査は毎年一月七月二回に於て病院及開業醫に就き前六ヶ月分の記入小票を取纏め警察署に送付し警察署は之を警察部に送付すること但縣立病院に付ては警察部に於て直接取纏むること

茨 城 縣

地 方 病 豫 防 に 關 する 件

大正五年十一月
縣令第三四號

第一條 本令に於て地方病と稱するは日本黃疸出血性「スピロヘータ」病(ワイル氏病)日本住血吸蟲病(片山病)を云ふ

第二條 醫師地方病若は其の疑ある患者を診斷し又は其の死體を檢案したるときは三日以内に左の各號の事項を患者若は死體所在地の警察官署巡査部長派出所巡査駐在所又は巡行の警察官吏に届出づべし其の轉歸の場合亦同じ

一、住所氏名年齢職業

二、診斷者は檢案年月日

三、發病年月日

四、轉歸年月日

五、感染の徑路及場所

第三條 前條の患者若は死體ありたる家に於ては警察官吏又は當該吏員の指示に従ひ消毒方法及豫防方法を施行すべし
第四條 本令に違反したる者は拾圓以下の科料に處す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

徳 島 縣

明治三十五年四月十七日

縣令第二四號公布

醫師肺「デストーマ」肝臟「デストーマ」及十二指腸蟲病患者を診斷したるときは左の書式に依り每一月分を翌月十日迄に當廳に届出べし違ふものは壹圓九拾錢以下の科料に處す

高 知 縣

大正三年十二月三十一日

高知縣令第四十二號公布

醫師左の病者を診斷し又は其死體を検案したるときは患者又は死者の住所、職業、氏名、年齢、男女の別、病名、發病、診斷又は檢案の日時、場所を具し直に病者又は死者所在地の警察官署を経由して知事に届出づべし

一、象皮腫(俗稱クサバレ)

二、陰囊水腫(ヒラリヤに因するもの)

三、鼠蹊腺腫(ヒラリヤに因するもの俗稱ソライシブ又はカライシブ)

四、淋巴陰囊

五、乳糜尿、血糜尿

六、乳糜性腹水

七、精系炎(ヒラリヤに因するもの)

八、其の他ヒラリヤに因する疾病

本令は大正四年一月一日より之を施行す

第二項 府縣寄生蟲豫防驅除獎勵及補助法規

寄生蟲の豫防、驅除を最も有効に行ふには本邦に於ける一般文化の程度並農村の財政状態より推して施行主體に獎勵金又は補助金を交付して之を促進督勵することが極めて必要であり且捷徑なのである、そこで埼玉縣では同縣下に十二指腸蟲の蔓延せる關係もあり、全國に率先して大正七年三月縣令第十五號で十二指腸蟲病豫防費補助規則を制定し市町村で十二指腸蟲病豫防の爲検査料、治療料、藥品其の他の支出を爲したときは其の支出總額に對して四分の一以内を縣費より補助することとし十二指腸蟲の豫防驅除に努めた處其の成績頗る良好であつた。

翌大正八年六月内務省に於て開催せられた地方長官會議で内務大臣は寄生蟲驅除の緊要なことを指示すると共に同年六月各地方長官宛衛生局長通牒で四年度の道府縣及其の他の公共團體で施行した寄生蟲驅除に關し道府縣で支出した經費の三分の一以内の補助金を交付せらるゝこととなつたが其の驅除すべき寄生蟲は十二指腸蟲及蛔蟲を主とし之と異なる寄生蟲の驅除を施行し若は計劃を樹てる場合は豫め其の概要を具して内務省の承認を求めなければならないことであつた。

斯く内務省で寄生蟲の驅除を獎勵すると同時に相當、國庫補助の途が拓かれたので各府縣でも従来より一層寄生蟲の豫防驅除に努めることとなつた。従つて寄生蟲の豫防驅除の獎勵補助に關する法規が續々發布せられ昭和四年中迄には別表の通上記埼玉縣の外、北海道、京都、兵庫、新潟、群馬、栃木、奈良、三重、静岡、山梨、岐阜、山形、秋田、福井、島根、岡山、廣島、山口、和歌山、香川、愛媛、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄の二十八道府縣を數ふるに至つた。其中で京都、山梨、秋田、佐賀の四府縣は寄生蟲の豫防驅除の外數多の保健衛生事業の獎勵補助に關する規定を包含して居るけれども其の他の二十四道府縣は全く寄生蟲豫防、驅除の獎勵補助だけを目的として制定されたものであるが内務省の趣旨が寄生蟲中十二指腸蟲、蛔蟲の驅除事業を主としたる關係に支配されて各道府縣の法規も十二指腸蟲、蛔蟲を主としたものが尠くない即ち埼玉縣の十二指腸蟲の驅除だけを目的としたのは例外として新潟、栃木、静岡、大分の四縣は十二指腸蟲、蛔蟲だけを、群馬、岡山、廣島、熊本の四縣は十二指腸蟲、蛔蟲を主としたけれども必要と認めたときは其の他の寄生蟲にも及ぼし、岐阜縣は十二指腸蟲、蛔蟲、條蟲の三者を三重、福井、和歌山の三縣は腸寄生蟲に限り其の外の北海道、京都、兵庫、奈良、山梨、山形、秋田、島根、山口、香川、愛媛、佐賀、宮崎、鹿児島、沖縄の一道一府廿一府十六縣は十二指腸蟲は勿論一般の人體寄生蟲を目的として制定されて居るのである、又獎勵若は補助する事業は北海道、京都、兵庫、新潟、埼玉、群馬、栃木、奈良、三重、静岡、山梨、岐阜、福井、島根、廣島、山、口和歌山、香川、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄の一道一府廿一縣は當該寄生蟲の検査及驅除の事業に對して獎勵金又は補助金を交付する様に規定してゐるが山形、秋田、岡山、愛媛、大分の五縣は單に寄生蟲の検査、驅除ばかりでなく汎く寄生蟲の豫防事業に對しても獎勵又は補助することが出来る様に規定されてゐる。

寄生蟲の豫防、驅除の獎勵又は補助せられる事業の施行主體に就ては京都、兵庫、新潟、埼玉、栃木、三重、岐阜、山形、島根、岡山、廣島、山口、和歌山、熊本、宮崎、鹿児島の一府、十五縣は其の主體を市町村に限定し北海道、群馬、奈良、静岡、山梨、秋田、福井、香川、愛媛、大

分沖繩の一道十縣は其の主體を市町村は勿論其の他の公私團體、衛生組合等にも擴張してゐる。又其の事業の費用に就ては何れも最高額は別に規定して居らないけれども最低額を規定してゐる縣がある、即兵庫、新潟、栃木、福井、島根、佐賀、沖繩の七縣が別表に示す通り十圓より百圓の間で最低制限額を設けて居る、そして補助率は最も高率なのが事業費の支出精算額に對する二分の一以内で奈良、静岡、岐阜、山形、和歌山、熊本、沖繩の七縣であつて三分の一以内と規定してゐるのが最も多く北海道、京都、兵庫、新潟、群馬、三重、山梨、秋田、岡山、廣島、和歌山、香川、愛媛、佐賀、宮崎、鹿児島的一道一府十四縣で其の他の埼玉、福井、島根、山口、愛媛、大分の六縣は其の率最も低く四分の一乃至六分の一である。

上述の通内務省は各道府縣の支出した寄生蟲主として十二指腸蟲、蛔蟲の驅除費に對し大正八年度以降數年間三分の一以内の補助金を交付して來たが其の率は漸次減少し大正十五年度には國家財政の緊縮に伴つて六分の一よりも更に減少するの餘儀なきに至つたのである。

(別紙大正十五年一月十一日付衛發第三〇一號寄生蟲驅除獎勵費國庫補助に關する件依命通牒參照)折角寄生蟲豫防驅除の事業が其の緒に就きつゝある際に國庫補助が斯様に激減したことは假令補助豫算關係の都合とは言へ國民保健上寔に痛恨に堪へない譯である。

道府縣寄生蟲驅除費に就て内務省衛生局で調査した大正十一年度より同十五年度に亘る五ヶ年間の全國支出決算額は別表の通りで大正十一年度は九萬四千六十圓八十四錢同十二年度は十萬九百七十九圓一錢同十三年度は九萬二千二百四十七圓九錢、同十四度は九萬八千三百七十二圓七十九錢、同十五年度は豫算十四萬六千三百七十圓五十錢である。又之に對する國庫補助額に就て同様衛生局で調査した大正十二年度より昭和二年に亘る五ヶ年間の國庫補助額は別表の通りで、大正十二年度は二萬九千三百七十二圓同十三年度は一萬四千四百七十七圓、同十四年度は六千九百五十六圓、大正十五年、昭和元年度は七千六百五十八圓、昭和三年度は七千五百七十六圓で道府縣支出の豫防費百圓に對する國庫補助の率は左記の通りで逐年減少しつゝあるのである。

記

大正十二年度補助率	大正十三年度補助率	同十四年度補助率	昭和元年度補助率
二九・〇八	一五・六九	七・〇七	五・二三

寄生蟲驅除獎勵に關する件依命通牒

大正八年六月十七日内務省發衛第一一七號
各地方長官宛 衛生局長 通牒

寄生蟲驅除に關しては茲に會議の際指示相成候次第も有之本年度に於ては道府縣及其の他の公共團體に於て行ふ寄生蟲驅除に關し道府縣の支出

せる經費に關し三分の一以内の補助金を交付可相成見込に有之候處經理の都合も有之候に付ては豫算提案前若くは豫算議決のものは事業着手前豫め豫算を具し補助金額の承認を求められ候様致度

追て本年度に於て驅除すべき寄生蟲は十二指腸蟲及蛔蟲を主とし其の驅除獎勵方法は左記方法に準據し御計畫相成候様致度若し事情止むを得ず之と異なる寄生蟲の驅除を施行し若くは計畫を立てらるゝ場合は豫め其の大要を具し承認を求められ度爲念

記

一、寄生蟲の驅除に付ては一定の町村を選定し其の區域内の住民全部に豫め糞便検査を行ひ帶卵者に關しては驅除藥を服用せしむること服藥せしめられたる後、相當の期間を経過し更に糞便検査を行ひ有卵者に對しては更に驅除法を講ずる等完全の處置をなすこと

寄生蟲の驅除は一般開業醫に委託するも差支なきこと此場合には成るべく醫師會と協議し且素養ある醫師を選定すること

一、前項の外寄生蟲蔓延の狀況を調査する爲め廣く住民の糞便検査を行ひ吾しくは寄生蟲驅除に關する思想普及を圖る爲適當の方法を講ずるも差支なきこと

一、以上各項の成績は之を報告すること

人體寄生蟲病及「マラリア」の調査豫防並に驅除成績報告の件

大正十二年七月二十八日衛發第四〇八號
各地方長官宛 衛生局長 通牒

標記の件に關しては爾今別紙様式に依り各調査箇所終了毎に御報告相成度

追て大正十二年三月當局發行大正十年度「人體寄生蟲病及保健衛生調査概況」登載以後の成績は既に報告済の向も本様式に依り更に御報告相成候様致度

人體寄生蟲卵保有者調査及寄生蟲驅除に關する報告

何府縣

調査箇所名稱

調査地の状況
被調査者の種別
被調査者の調査人員と寄生蟲卵保有者の百分率
寄生蟲卵保有者の種別

調査又は驅除に要したる人員
調査又は驅除に要したる經費
使用藥劑の名稱及用量並に投藥方法
其の參照となるべき事項

備考

- 一、調査箇所とは何町何村又は何學校何工場等の名稱を謂ふ
- 二、調査地の狀況は山間海岸、河岸、水田地、湖沼地、市街地、鑛山地等の別を記載すること
- 三、被調査者の種別は一般住民、學校生徒、職工、坑夫、勞働者等の別を記載すること
- 四、蟲卵保有者實數欄の人員は二種以上の蟲卵保有者と雖も一人として計上すること
- 五、蟲卵保有者種別欄には檢出したる寄生蟲卵保有者を各種別毎に蛔蟲卵何名十二指腸蟲卵何名何々蟲卵何名計何名と計上すること
- 六、調査期間は何年何月何日より何年何月何日と記載すること
- 七、調査又は驅除に要せし人員は調査又は驅除に従事せる者の人員資格等を記載すること
- 八、調査又は驅除に要せし經費は府縣費、市町村費を區分し其の決算額を決算額なきときは豫算額を兩者判明せざる場合には概算額を記載すること
- 九、投藥は各種寄生蟲卵檢出後なるべく速かに之を行ふこと

寄生蟲驅除獎勵費國庫補助に關する件依命通牒

大正十五年一月十一日衛發第三〇一號
各地方長官宛衛生局長通牒

標記の件に關しては大正八年度以來引續き道府縣及其他の公共團體に於て行ふ寄生蟲驅除の爲道府縣の支出せる經費に對し豫算の範圍内に於て國庫補助相成居候處本年度に於ては財政緊縮に伴ひ右豫算も減少し隨て前年度の補助率六分の一よりも更に減少配付するの不得已狀況に候得共等閑に附する能はざる本事業の現況に鑑み少額なりと雖も尙之を一般的に配付するの見込に有之候に付ては左様御了知相成度尙事業計畫無之向は其旨至急御回報相成度

寄生蟲驅除獎勵費國庫補助に關する件依命通牒

道府縣	發令年月	法規ノ名稱	補助スヘキ事業ノ種別	事業主體	最低事業費	補助率
北海道	大正十二年一月	寄生蟲驅除費補助規程	人體寄生蟲ノ驅除	市町村又ハ其ノ他ノ公益團體	規定セズ	三分ノ一以内
京都府	同年八月	保健衛生事業獎勵規程	人體寄生蟲ノ調査及驅除其ノ他	市町村	同	三分ノ一但特別ノ事情アルトキハ制限以上
兵庫縣	同十一年四月	寄生蟲驅除費補助規程	寄生蟲驅除	同	十四	三分ノ一以内
新潟縣	同十二年八月	十二指腸蟲、蛔蟲驅除費補助規程	十二指腸蟲、蛔蟲ノ驅除	同	三十圓	同
埼玉縣	同七年三月	十二指腸蟲、蛔蟲驅除費補助規程	十二指腸蟲、蛔蟲ノ驅除	同	規定セズ	四分ノ一以内但特別ノ事情アルトキハ全部迄
群馬縣	同十年九月	十二指腸蟲、蛔蟲驅除費補助規程	十二指腸蟲及蛔蟲ノ驅除	市町村其ノ他ノ團體	同	三分ノ一以内
栃木縣	同十五年六月	寄生蟲驅除費補助規程	蛔蟲及十二指腸蟲ノ驅除	市町村	三十圓	
奈良縣	同十一年四月	人體寄生蟲驅除費補助規程	人體寄生蟲驅除	市町村又ハ其ノ他ノ團體	規定セズ	二分ノ一以内
三重縣	同十年四月	腸内寄生蟲驅除費補助規程	人體腸内寄生蟲驅除(藥品費ニ限り)	市町村	同	三分ノ一以内但特別ノ事情アルトキハ全部迄
静岡県	同九年十二月	寄生蟲驅除費補助規程	十二指腸蟲又ハ蛔蟲驅除	市町村又ハ其ノ他ノ公益團體	同	二分ノ一以内
山梨縣	昭和二年十一月	模範衛生町村設置獎勵規程	寄生蟲ノ驅除其ノ他	市町村又ハ衛生組合	同	三分ノ一以内
岐阜縣	大正十一年七月	人體寄生蟲驅除獎勵規程	人體寄生蟲ノ驅除(蛔蟲、十二指腸蟲、糞蟲)	市町村	同	半額以内
山形縣	同九年八月	人體寄生蟲驅除費補助規程	人體寄生蟲驅除施設	同	同	十分ノ五以内但特別ノ場合ハ制限以上

秋田	昭和三年七月	保健衛生事業獎勵規程	人體寄生蟲ノ豫防驅除施設其ノ他	市町村又ハ其ノ他ノ公益團體	同	三分ノ一以內但トキハ別ノ事由アルトキハ制限以上
福井	大正十四年九月	腸寄生蟲驅除及「マラリヤ」豫防費補助規程	腸寄生蟲驅除又ハ「マラリヤ」豫防其ノ他	市町村其ノ他公益團體	二十四	五分ノ一以內但トキハ別ノ事由アルトキハ二分ノ一迄
島根	同十五年二月	人體腸内寄生蟲驅除費補助規程	人體腸内寄生蟲ノ検査驅除	市町村	三十回	六分ノ一以內
岡山	同十一年六月	人體寄生蟲驅除豫防費補助規程	十二指腸蟲及蛔蟲ノ驅除豫防	同	規定セズ	三分ノ一以內
廣島	同九年十月	市町村寄生蟲驅除費補助規程	十二指腸蟲蛔蟲及縣ニ於テ指定シタル者寄生蟲ノ驅除	同	同	三分ノ一但トキハ特別ノ場合ハ二分ノ一迄
山口	同十年三月	人體寄生蟲驅除費補助規程	人體寄生蟲ノ調査並驅除（徵兵適令者小學校児童）	同	同	六分ノ一以內
和歌山	不許	腸寄生蟲驅除費補助規程	一、腸寄生蟲検査用機械器具ノ購入費 二、腸寄生蟲驅除藥劑其ノ他ノ諸費	同	同	一、ハ二分ノ一以內 二、ハ三分ノ一以內
香川	同	人體寄生蟲驅除補助規程	人體寄生蟲ノ調査驅除	市町村若ハ市町村衛生組合	同	三分ノ一以內
愛媛	大正十二年四月	人體寄生蟲豫防驅除費補助規程	人體寄生蟲ノ豫防驅除施設	市町村（公私團體）	同	驅除ハ三分ノ一其他ハ四分ノ一以內但トキハ別ノ場合ハ五分ノ一迄
大分	同十四年四月	人體寄生蟲驅除並豫防費補助規定	十二指腸蟲蛔蟲ノ驅除若ハ豫防（驅除ノ爲ニスル検査ヲ含ム）	市町村又ハ其ノ他ノ團體	同	六分ノ一以內但トキハ制限以上
佐賀	同年三月	衛生施設費補助規程	人體寄生蟲ノ驅除其ノ他	特ニ規定セズ	百回	三分ノ一以內但トキハ制限以上
熊本	同十五年六月	人體寄生蟲驅除費補助規程	十二指腸蟲又ハ蛔蟲ノ驅除（必要ト認ムルトキ其ノ他ノ寄生蟲ノ驅除）	市町村	規定セズ	二分ノ一以內
宮崎	昭和三年九月	人體寄生蟲驅除費補助規程	人體寄生蟲驅除	同	同	三分ノ一以內
鹿児島	大正十一年二月	寄生蟲驅除費補助規程	人體寄生蟲驅除	同	同	三分ノ一
沖縄	昭和四年六月	人體寄生蟲驅除費補助規程	人體寄生蟲驅除	市町村又ハ其ノ他ノ團體	二十四	二分ノ一以內

自大正十二年
至昭和元年 度 寄生蟲驅除獎勵費國費補助額調

府 縣	大正十二年度補助額	大正十三年度補助額	大正十四年度補助額	大正十五年度補助額	昭和二年度補助額
北海道	八五、〇〇〇	三三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
青森	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇
岩手	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
宮城	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
福島	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
茨城	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
栃木	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
群馬	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
千葉	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
新潟	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
長野	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
岐阜	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
愛知	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
三重	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
滋賀	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
京都	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
大阪	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
兵庫	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
神戶	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
奈良	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
和歌山	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
鳥取	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
徳島	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
高松	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
香川	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
愛媛	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
高知	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
山形	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
秋田	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

縣	府	廳	自大正十一年至昭和元年 廳府縣寄生蟲驅除費調 (内務省衛生局)				
			大正十一年度決算額	大正十二年度決算額	大正十三年度決算額	大正十四年度決算額	大正十五年度預算額
合	沖	鹿	元, 七五, 〇〇〇	一四, 〇〇〇	六, 九八, 〇〇〇	七, 五八, 〇〇〇	七, 五八, 〇〇〇
兒			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
宮			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
熊			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
佐			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
大			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
福			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
高			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
愛			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
香			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
德			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
和			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
山			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
廣			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
岡			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
島			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
島			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
富			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
石			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
福			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
秋			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
山			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
計	繩	島	元, 七五, 〇〇〇	一四, 〇〇〇	六, 九八, 〇〇〇	七, 五八, 〇〇〇	七, 五八, 〇〇〇
	崎	本	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
	賀	分	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
	岡	知	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
	媛	川	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
	島	山	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
	口	島	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
	山	根	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
	取	山	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
	井	田	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
	形		一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇

一四六

縣	府	廳	自大正十一年至昭和元年 廳府縣寄生蟲驅除費調 (内務省衛生局)				
			大正十一年度決算額	大正十二年度決算額	大正十三年度決算額	大正十四年度決算額	大正十五年度預算額
北			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
海			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇
道			一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇	一, 〇〇〇

東	京	大	神	兵	長	新	埼	群	茨	栃	奈	三	愛	靜	山	滋	岐	長	宮	福	岩	青	山	秋	福	石	富	島	島
都	府	川	庫	崎	湯	玉	馬	葉	城	木	良	重	岡	梨	賀	阜	野	城	島	手	森	形	田	井	川	山	取	根	取
四, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇	一, 〇〇〇, 〇〇〇

一四七

寄 生 蟲 豫 防 驅 除 勸 奨 又 は 補 助 に 關 する 道 府 縣 法 規			
道 府 縣	法 規	年 次	額
北海道	寄生蟲驅除費補助規程	大正十二年一月二十四日 北海道廳令第五號	一、四六、〇五五 一、〇二、八八九 七五、九七九 二、五五〇、三三三 一、五五、六六六 八六、四二二 三、三三三、六六六 六六、七七七 三、六六六、〇〇〇 一、三三三、七七七
京都府	保健衛生事業獎勵規程	大正十二年八月 京都府令第八十二號	一、六六六、六六六 一、四四四、四四四 一、五五五、五五五 二、〇〇〇、〇〇〇 一、三三三、三三三 二、四四四、四四四 一、六六六、六六六 五五、七七七 二、六六六、六六六 一、三三三、三三三
兵庫縣	寄生蟲驅除費補助規程	大正十一年四月五日 兵庫縣令第十八號	二、八八八、八八八 四、三三三、三三三 一、六六六、六六六 一、三三三、三三三 二、六六六、六六六 八八、八八八 二、六六六、六六六 一、六六六、六六六 二、八八八、八八八 四、三三三、三三三
新潟縣	十二指腸蟲、蛔蟲驅除費補助規程	大正十二年八月三日 縣令第三十五號	一、六六六、六六六 一、三三三、三三三 一、〇〇〇、〇〇〇 九八、八八八 一、三三三、三三三 一、六六六、六六六 二、八八八、八八八 四、三三三、三三三 一、六六六、六六六 一、三三三、三三三

埼玉縣	十二指腸蟲病豫防費補助規程	大正七年三月 縣令第一九號	改正大正十一年十二月縣令第一六六號	改正大正十五年七月 縣令第九七號
群馬縣	十二指腸蟲、蛔蟲驅除「マラリヤ」病豫防治療費補助規程	大正十年九月十六日 縣令第五五號		
栃木縣	寄生蟲驅除費補助規定	大正十五年六月四日 栃木縣令第四十七號		
奈良縣	人體寄生蟲驅除費補助規程	大正十一年四月 縣令第一九號		
三重縣	腸內寄生蟲驅除費補助規程	大正十年四月五日 三重縣令第三十八號		
靜岡縣	寄生蟲驅除費補助規程	大正九年十二月十四日 靜岡縣令第六九號	大正十四年二月三日 靜岡縣令第一號改正	
山梨縣	模範衛生町村設置獎勵規程	昭和二年十一月七日 山梨縣令第六十號		
岐阜縣	人體寄生蟲驅除獎勵規則	大正十一年七月十二日 岐阜縣令第三十七號		
山形縣	人體寄生蟲豫防驅除費補助規程	大正九年八月五日 山形縣令第六十三號	大正十五年七月二十一日 山形縣令第一百一號改正	
秋田縣	保健衛生事業獎勵規程	昭和三年七月十三日 秋田縣令第五十八號		
福井縣	腸寄生蟲驅除及「マラリヤ」豫防費補助規程	大正十五年九月二十六日 福井縣令第五十二號	(沿革) 昭和二年五月二十七日 縣令第五十一號	同三年六月二十三
	日 同第五十二號改正			

島根縣

人體腸內寄生蟲驅除費補助規程

大正十五年二月十九日 島根縣令第三號

岡山縣

人體寄生蟲驅除豫防補助規程

大正十一年六月十六日 岡山縣令第五〇號

廣島縣

市町村寄生蟲驅除費補助規程

大正九年十月十九日 廣島縣令第六十一號

山口縣

人體寄生蟲驅除費補助規則

大正十年三月十五日 山口縣令第十九號 大正十四年三月二十七日 山口縣令第十三號改正

和歌山縣

腸寄生蟲驅除費補助規程

和歌山縣訓令第一九號

香川縣

人體寄生蟲驅除補助規程

人體寄生蟲豫防驅除費補助規則

大正十二年四月十七日 愛媛縣令第二十九號

大分縣

人體寄生蟲驅除並豫防費補助規定

大正十四年四月一日 縣令第二十四號

佐賀縣

衛生施設費補助規程

大正十四年三月二十日 佐賀縣令第二十一號 大正十四年七月 縣令第六十四號改正

熊本縣

人體寄生蟲驅除費補助規定

大正十五年六月十一日 告示第三百四十一號

鹿兒島縣

寄生蟲驅除費補助規程

大正十一年二月 縣令第七號

宮崎縣

人體寄生蟲驅除費補助規程

昭和三年九月二十八日 宮崎縣令第三十七號

沖繩縣

人體寄生蟲驅除費補助規程

昭和四年六月四日 沖繩縣令第二四號

北海道

寄生蟲驅除費補助規程

大正十二年一月二十四日
北海道廳令第五號

第一條 市町村又は其の他公益團體に於て人體寄生蟲の驅除を施行する場合は本規程に依り補助金を交付す

第二條 前條の補助金は其の支出精算額の三分の一以内とす但し支出額過當なりと認むるときは之を査定して補助額を定む

前項の精算額とは本事業に伴ふ収入又は寄附金等を控除したる支出精算額を云ふ

第三條 補助金を受けむとする者は本事業著手前其の施行方法及豫算を定め所轄支廳又は市役所を経て當廳に届出づべし

第四條 補助金の下付の申請に付ては市區町村傳染病豫防費補助請求手續を準用す

本規程は大正十一年四月一日以降の支出額に對し之を適用す

京都府

保健衛生事業獎勵規程

大正十二年八月 大正十五年六月三十日改正
京都府令第八十二號 京都府令第二百二十八號

第一條 市町村に於て保健衛生上必要なる施設を爲すものに對しては毎年度豫算の範圍内に於て獎勵金を交付す

第二條 前條に依り獎勵金を交付すべき事業の種類左の如し

一 飲料水及下水設備の改良事業

二 人體寄生蟲の調査及驅除事業

三 前各號の外必要と認むる施設

第三條 獎勵金交付の歩合は事業支出精算額の三分の一以内とす但し特別の事由あるときは此の制限に拘らず交付することあるべし事業に付支出

に伴ふ収入及寄附金あるときは之を控除したる支出精算額に對し之を交付す

第四條 獎勵金を受けむとするものは左の事項を具し毎年五月十五日迄に知事に申請し承認を受くべし

一 事業の施設を要する事由